

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案については、5月20日の水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を7月15日に施行する予定である。

1 改正の趣旨

- (1) 平成20年11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において大西洋くろまぐろ漁獲量の3割削減が、また、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においてメバチ漁獲量の3割削減が合意された。このため、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業に対し「国際漁業再編対策について」（平成元年12月22日閣議了解）に基づく国際漁業再編対策を講じることとしている。
- (2) また、ICCATにおいては、大西洋くろまぐろ資源の保存管理措置について関係国の各種遵守事項が決定されたところである。
- (3) これらの対策等を確実に履行するため、関係国内法令の改正を行うものである。

2 改正の概要

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）等において、次に掲げる規定の整備を行う。

- (1) 漁業の方法の変更について許可が必要な漁業に近海かつお・まぐろ漁業を追加

漁業法第61条においては、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶について、その船舶の総トン数を増加し、又は操業区域その他の農林水産省令で定める事項を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされている。

現在、同条に基づいて農林水産省令で定める農林水産大臣の許可をする事項としては、指定省令第8条において、「操業区域」、「操業期間」、「漁業の方法」等が定められているが、「漁業の方法」について農林水産大臣の許可を要する漁業は、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業又は遠洋かつお・まぐろ漁業のみであり、近海かつお・まぐろ漁業については、漁業者からの書換え申請のみで「漁業の方法」を変更することが可能となっている。（なお、同漁業における「漁業の方法」は、「釣り」と「浮きはえ縄」の2種類である。）

一方、WCPFCにおいては、はえ縄漁業に係るメバチの保存管理措置として漁獲量の削減が合意され、このことを踏まえ、漁獲圧力の縮減のため、今回の国際漁業再編対策による「浮きはえ縄」を用いる近海かつお・まぐろ漁業に係る漁船の隻数の縮減を行ったところである。

このとき、同漁業の漁業者の中には、「釣り」から「浮きはえ縄」に変更を希望する者は少なからず存在するが、漁船の隻数の縮減を行ったにもかかわらず、同漁業における「浮きはえ縄」を使用してメバチを漁獲しようとする漁船の隻数を増加を認めた場合には、隻数の縮減による漁獲圧力の縮減の効果がなくなるどころか、WCPFCの保存管理措置の履行も不可能となるおそれがあることから、「漁業の方法」の変更についても、申請による容易な変更が可能である制度を改める必要がある。

以上のことから、遠洋かつお・まぐろ漁業と同様に近海かつお・まぐろ漁業についても、「漁業の方法」を変更しようとする場合には農林水産大臣の許可に係らしめる必要があり、「漁業の方法」の変更につき大臣の許可を必要とする漁業に近海かつお・まぐろ漁業を追加する。【指定省令第8条関係】

(2) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）年次会合において合意された遵守事項の措置

- ① 西大西洋海域以外の大西洋の海域において10キログラム以上30キログラム未満のくろまぐろを採捕する場合、現在は、その漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の8%まで認められているが、これを5%に改正する。【指定省令別表第2 遠洋かつお・まぐろ漁業の項第12号関係】
- ② 大西洋の一部の海域において、毎年2月1日から同年7月31日までの間、遠洋かつお・まぐろ漁業の操業を禁止する。【指定省令別表第2 遠洋かつお・まぐろ漁業の項第14号関係（新設）】

3 施行期日

平成21年7月15日（予定）